**育児休業を取得しやすい職場を目指して**

会社名

　　　わが社には、お子さんを育てる皆さんが利用できる育児休業制度があります

夫婦で協力して育児をするためにも積極的に育児休業を取得しましょう！

育児休業についてわからないことや気になることがあれば

 　　 **仕事と家庭の両立に関する相談窓口**にお気軽に相談してください

**育児休業制度について**

◯**育児休業（育休）**

　【対象者】男女労働者（有期契約労働者の方は申出時点で子が1歳6か月を経過するまでに労働契約期間が

満了し更新されないことが明らかでない場合）

　【期　間】原則子の1歳の誕生日の前日までで労働者が希望する期間

　　　　　　配偶者が先に育児休業をしている場合、1歳2か月までの休業が可能（パパママ育休プラス）

　　　　　　保育所等に入所できないなどの理由がある場合は最長2歳の誕生日の前日まで延長可能

　【申出期限】原則休業開始の1か月前までに　　　　　　　　　　　　　に申出書を提出してください

　【分割取得】令和4年10月以降は分割して2回の取得が可能

◯**出生時育児休業（産後パパ育休）★令和4年10月1日スタート**

　【対象者】男性労働者（養子の場合等は女性も取得できます）

　【期　間】子の出生後8週以内に4週間までの間で労働者が希望する期間

　【申出期限】原則休業開始の2週間前までに　　　　　　　　　　　　　に申出書を提出してください

　【分割取得】分割して2回の取得が可能（2回分をまとめて申し出てください）

　【休業中の就労】労使協定を締結している場合で希望する場合は　　　　　　　　　　にご相談ください

**育休中の経済的な支援について**

◯**育児休業給付**：育児休業（産後パパ育休を含む）を取得し受給資格を満たす場合

原則として休業開始時の賃金の67％（180日経過後は50％）の育児休業給付を受けることができます

◯**休業期間中の社会保険料免除**：一定の要件を満たしている場合、育児休業をしている間の社会保険料は

免除されます　※その月の末日が育児休業（産後パパ育休を含む）期間中である場合（令和4年10月以降はこれに加えてその月中に

14日以上育児休業を取得した場合、賞与に係る保険料ついては1か月を超える育児休業を取得した場合）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**★お願い★** 育児休業・産後パパ育休の取得の意向について以下を記載の上、この用紙をコピーして

　　　　　年　　月　　日までに、**担当窓口（申出先）**へ提出してください

　　　　　　　１　育児休業を取得する

※該当する番号に◯をつけてください

男性については育児休業、産後パパ育休（令和4年10月以降）の

どちらも取得できます

　　　　　　　２　産後パパ育休を取得する

　　　　　　　３　取得する意向はない

　　　　　　　４　検討中

【提出日】　　　　　年　　　月　　　日　 【提出者】所属　　　　 　　　　　　　　氏名